

平成27年11月4日

研修報告書

会派名 市民力

大塚 健児

研修:共生社会形成事業について

主催:別府市福祉保健部障害福祉課

日時:平成27年11月4日(水) 14時~15時半

場所:別府市議会特別委員会室

次第:1. 条例の制定過程について

2. 条例の内容とその実施

【研修報告】



1. 条例の制定過程について

ともに生きる条例

正式名称 別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例

制定 平成25年12月(第4回定例会)

公布 平成26年4月1日

★条例制定の背景

- ・「人々の障がいに対する理解の不足」により、障がいのある人に対する「差別」や「偏見」が依然としてなくなる状況
- ・「社会にある様々な障壁」により、障がいのある人が「生活のしづらさ」や「不安」を抱えている状況

★条例制定手続きのポイント

①障がい当事者の意見の反映

障害者自立支援協議会条例制定作業部会を設置(H23.12～H24.8)。構成員24人のうち障がいのある当事者6人、障がいのある人の保護者8人が参加。計10回開催。

②一般市民に対する意見募集

パブリックコメント2回。タウンミーティング7会場、延べ参加者254人。

③議会に対する説明

全員協議会(H25.4)。所管事務調査(H25.5～7計4回)。本会議上程、可決

2.条例の内容とその実施

目的…共生社会の実現(共生社会とは、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会)

① 障がいに対する理解を深める啓発活動等

- ・講師団による研修啓発活動(H26年度6回約320人、H27年度4回約260人)
- ・職員研修(H26年度2回69人、H27年度6回約250人)

② 合理的配慮

- ・障がいのある人の社会参加に必要な情報(バリアフリーマップ)の充実
- ・公共施設等における合理的配慮の実施
- ・市職員採用試験の受験資格の緩和
- ・合理的配慮に関する施策の評価(PDCAサイクル、内部・外部評価の実施)

③ 差別等事案を解決するための仕組み

- ・相談(5件)
- ・助言やあっせん(別府市障害者差別等事案解決委員会)
- ・勧告

④ 「親亡き後等の問題」解決のための取組

- ・別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会を設置

【今後の課題について】

●障がいに関心がない人に対する啓発

障がいを身近に感じてもらう取組の実施。「一般市民」と「障がいのある人」が混じり合っ
一つのことに取り組むイベント。

●施策の推進について、各課の理解・協力を得ること

●「共生社会形成プラン」の評価方法の改善

内部評価と外部評価がイコールになってしまっているという問題点。

【感想】



障がい者支援に対して条例制定している別府市の視察に行きました。

市長の選挙最優先公約であったことと、職員(福祉保健部長)の強いリーダーシップにより、平成23年から約2年で条例制定に至りました。特にパブコメや作業部会、タウンミーティングや研修などを数回繰り返しており、市民参加を取り入れている素晴らしい事例を学びました。

過去にさかのぼると別府市はお侍さんが統治していたという形跡はほとんどなく、周りから集結してできた自治体であると説明がありました。そのためか、職員や市民に開放感があり、どんな方にも丁寧におもてなしをするという文化を肌で感じたところです。

その為か、『共生社会形成』。別府市は差別することなく、誰もが相互に人格と個性を尊重するという土台が今回の条例制定に至ったと思います。

では松戸市に置き換えてみるとどうか。やはり時代背景や文化が違いすぎると思います。そのため、別府市の条例制定化が全て答えとは申しません。しかし、松戸市の歴史を振り返りながら、障がい者にとって住みやすい街とは何なのかを根底に置き、障がい者支援策を熟慮していきたいと思いました。

以 上